

平和郷共益規約

第1条（目的）

本規約は平和観光開発株式会社が開発分譲した那須平和郷及び羽鳥平和郷（以下単に平和郷という）の自然環境を維持し、かつ、良好な相隣関係を保持すると共に、諸施設の整備並びに保守及び便宜等共同の利益を図る為に必要な事項を定めます。

第2条（管理者及び管理事務所）

平和郷内の土地及び建物所有者（以下甲という）は、平和観光開発株式会社（以下乙という）を管理者と認め、本規約を承認し、これを遵守するものとする。前条の目的を達成するための業務は、本規約に基づいて管理事務所がこれに当たります。

第3条（管理業務の範囲）

1. 乙の行う共益管理業務の範囲は次の通りとします。

（イ）一般共益管理業務

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 管理事務所の維持管理 | (7) 敷地の不法使用防止 |
| (2) 平和郷地内道路の維持管理 | (8) 街路灯の維持管理 |
| (3) 側溝の清掃及び点検補修工事 | (9) 道路標識等共同施設の維持管理 |
| (4) 側溝ぞいの草刈り及び枝払い | (10) 土地区画の状況把握 |
| (5) 芳名板の点検 | (11) その他、乙が必要と認めたもの |
| (6) 防犯・防災のための巡回 | |

（ロ）建物建築区画における共益管理業務

- | | |
|--------------------|-------------------------------------|
| (1) 建築時の境界確認 | (5) 建物に異常及び災害を発見した場合の応急処置及びこれに対する連絡 |
| (2) 別荘予備鍵の保管 | |
| (3) 防犯・防災のための巡回、報告 | |
| (4) 建物の定期点検及び報告 | (6) その他、乙が必要と認めたもの |

2. 乙は甲の委託により、別途の料金により次の個別的な委託業務をさせていただきます。

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 敷地の下草刈 | (5) 別荘屋内清掃 |
| (2) 立木の下枝払い | (6) 芳名板作成及び取り付け |
| (3) 水出し・水抜き、解氷作業 | (7) ゴミ処理 |
| (4) 別荘の点検確認作業 | (8) その他、甲の委託のあった業務 |

3. 乙は次のサービス業務を行います。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 植樹、植林の斡旋 | (4) プロパンガス、灯油購入の斡旋 |
| (2) 造園工事斡旋 | (5) 労務の提供及び斡旋 |
| (3) 急病人発生時の病院斡旋及び手配 | (6) 建物補修、設備工事斡旋 |

第4条（共益費及びその支払）

1. 甲は乙に対して次の通り区画数、建物棟数、利用用途に応じて共益費を支払うものとします。

（イ）土地所有者

【土地 1 区画毎/25,000 円】 + 【所有区画/m²×19 円】 + 【消費税】

（ロ）建物所有者

【土地 1 区画毎/25,000 円】 + 【所有区画/m²×19 円】 + 【1 棟/48,000 円】 + 【消費税】

（ハ）営業を目的とした利用

【土地・建物 1 棟毎につき/144,000 円】 + 【消費税】

但し、建物完成前は（イ）を適用とします。

2. 本規約に定める共益費は公租公課、物価、人件費等経済情勢の変動により増減致します。
但し、同一年度内の期間内の追徴払戻しは行いません。
3. 共益費の支払は年払い前納（4月1日より翌年3月31日）とし、乙の指定する場所、方法、日時により支払うものとします。但し、初年度分について建物完成の翌月より年度末までの月割計算により、乙が算出した額を甲は乙の指定する日時までにお支払い下さい。
4. 甲はその所有の不動産を第三者に譲渡した場合、乙は既に受領した共益費を甲に返還いたしません。年度内の譲渡により清算する場合は当事者同士で行ってください。
5. 共益費を納入された方に共益会員証を発行交付致します。

第5条（業務の委託）

乙は管理業務の一部または全部を乙の指定する第三者に委託し、または請負わせて業務の遂行に当たらせることができるものとします。尚、乙の指定する業者以外は別荘地並びに別荘を管理してはならないものとします。

第6条（水道水の供給）

1. 乙は、平和郷分譲地内の共益会員に対し水道水の供給を行います。
但し、水道水の供給は本規約を遵守する共益会員に限ります。
2. 水道の供給を受ける共益会員は、共益費の外に、別途「水道事業給水規則」に基づく既定の、水道分担金並びに、水道料金（但し、分担金・水道料金の改定があった場合は改定後の金額による）を乙の指定する本社金融機関口座に振り込むものとします。

第7条（電気料金等）

電気の契約は個々に電力会社へお申し込みください。

第8条（遵守事項のお願い）

共通の利益を保護するため、次の事項をお守りください。

1. 建物建築の際の事前打合せについてのお願い
乙は甲より「別荘建築工事届出書」及び設計図等を提出頂き、それを検討させていただきますが、乙は環境保全上、好ましくないと思われるときは設計の変更をお願いする事があります。
2. 建物建築上のお願い
 - (1) 建物は13m以下（2階以下）にとどめて下さい。
 - (2) 敷地境界より2.5m以上の間隔を保って下さい。但し敷地の形状によっては建築時にご相談下さい。
 - (3) 建物の外部の色は原色を避けて周囲との調和をはかるようにして下さい。
 - (4) 埴その他遮蔽物はできるだけ避け、やむを得ぬ場合は生垣として下さい。
 - (5) 地形を著しく変形する工作物又は地下工事を要するものは避けて下さい。
 - (6) 水を大量に使用又は利用することは避けて下さい。
 - (7) 家畜、動物等の飼育を目的とするものの建築はご遠慮下さい。
 - (8) 寺社、墓石、記念碑、広告塔などの特殊な建造物の築造はご遠慮下さい。
 - (9) 净化槽の維持管理については、指定業者（保健所登録業者）と保守管理契約を締結し、使用頻度に応じて保守点検を行って下さい。又、浄化槽の清掃については使用頻度により最低年1回以上実施して下さい。
 - (10) 営業を目的とする建造物を築造については築造前に必ず相談してください。
乙が指定した地域以外は禁止です。
 - (11) 地形上、傾斜な土地において、他区画への雨水流入やがけ崩れ等の自然災害による損害、火災発生等の損害保証は個々に土地・建物に対する防止策や火災保険等に加入して、対策に努めてください。

第9条（建築請負業者に対する施設利用料）

甲が請負業者に建築を依頼、発注する場合（建替を含む）には、甲は乙に対し建築着工時迄に共用部分の施設利用料（道路・U字溝・水道管補修費等）として平和郷規定の建築分担金を納入頂きます。建築分担金の納入がない場合は工事に着工出来ないものとします。建築請負業者は水道、電力、道路使用等建築に必要な事項につき乙の指示監督に従って下さい。

指示監督に違反する場合は、乙の要求により直ちに工事を中止していただく場合があります。

第10条（建築工事に関する注意事項）

建築に際し、甲は次の事項を守り、隣接地、道路、共有施設等の保全につとめて下さい。

別紙「平和郷内別荘等建築に関する基本遵守事項」を厳守下さい。

第11条（建築請負業者の棄損責任）

甲は、甲の依頼した建築請負業者又はその工事担当者の行為により、甲又は乙の相隣者に損害を及ぼしたときは、甲の指導監督に過失がなくても甲及びその建築請負業者は連帶して、乙及び相隣者に損害賠償の責任を負って頂きます。

第12条（環境保護）

地内の環境保護のため、下記の事項についてご留意下さい。

1. 平和郷内の動物の保護育成に努め、狩猟等自然を損なう行為をしないで下さい。
2. 現存する樹木、草花等は極力残存させ、自然の景観保護に努めて下さい。
3. 霧芥等は衛生的に乙の指定する場所に処理するものとし、ハエ・ネズミ等が繁殖しないよう心がけて下さい。じんかい
4. 水流の阻止、又は改変等を行わないで下さい。
5. 掘削、盛土、並びに土石の採取、樹木の搬出等は行わないで下さい。
6. 井戸、温泉等を目的とするボーリングを行わないで下さい。
7. 騒音、臭気の発散、その他、平和郷内の環境等を害する行為をしないで下さい。
8. 他人に迷惑をかける恐れのある車両の乗入れ及び運行をしないで下さい。
9. ドローン等で飛行撮影をする際は届出書を提出してください。
10. 太陽光発電設備、系統蓄電設備等、景観を害して別荘地の資産価値を下げるような設備の設置・事業は禁止します。個人宅設置の場合にも規模によりお断りする場合があります。
ご相談ください。
11. 5頭以上ペットの多頭飼いは禁止です。また、しつけは飼主が責任を持って行い、近隣の迷惑にならないようにして下さい。
12. その他、自然を破壊するような行為及び他人の迷惑となる行為をしないで下さい。
13. 野外焼却や焚火等は法律で禁止されておりますので別荘地内で行わないでください。
14. 平和郷のある地域は、那須町景観条例が施行されています。従いましてご所有地および借地にかかるわらず広告物や一定の大きさ以上の看板等の設置につきましては一切禁止しております。

第13条（電柱の設置）

電柱等公共設備の設置について甲は乙に協力し、敷地の提供など便宜をはかるものとし、乙は甲の代理人として公共企業体に対する諸届出書を提出することができます。

第14条（建物使用前後の連絡と鍵の預託）

共益会員の建物管理を万全にするため、甲は非常の際に備えて乙に予備鍵を預け、建物の使用前後には必ず乙に連絡して下さい。

第15条（所有者の表示）

所有者を明示する為、芳名板か表札等で前面道路より視認できるよう努めて下さい。

第16条（免責）

1. 乙はこの規約に基づき誠意をもって共益管理業務及び個別的管理業務の遂行に当たりますが、天災地変等不可抗力による事故や、甲の責に帰すべき事故及び通常の注意をもってしても惹起された不測の事故等については、その責任を負わないことをご了承して頂きます。

2. 道路、水道設備等共用利用施設が天災地変等により著しく損壊した場合の復旧工事費については、乙は損害部分に利害関係を有する土地所有者である甲から所有区画の割合をもって、工事費用の負担金を請求することができるものとします。

第17条（第三者への継承・貸与・営業利用）

1. 甲が平和郷地内の土地・建物を第三者へ譲渡または貸与する場合、速やかに乙に通知するとともに、乙が定めた書式に従い第三者へ本規約を必ず遵守する旨を文書で継承させるものとします。
2. 甲は平和郷地内の土地・建物を暴力団等反社会的団体（その構成員等を含む。以下「団体1」という。）に譲渡または貸与してはならないものとし、また、その他、暴力団を問わず、危険性のある行為を反復、継続し、社会的規範を逸脱する可能性があると認められる団体（その構成員等を含む。以下「団体2」という。）にも平和郷地内の土地・建物を譲渡または貸与してはなりません。
3. 前項にかかわらず、平和郷内において、団体1、団体2の存在が乙により確認された場合、乙は団体1、団体2に平和郷内への立ち入り禁止を請求することができるものとします。また、乙は管理上必要な措置をとることができるものとします。
4. 乙の承認を受けて甲が営業利用する場合、甲は緊急連絡先を提出するほか、乙の定める届出書等を別途提出するものとします。また甲は当施設の営業の範囲において責任を持って苦情・問題等につき、直接窓口となって対処・対応するものとします。

第18条（改廃）

本規約は乙において、その改廃の必要を認めたときは、改廃することができるものとし、これを共益会員にご連絡します。

第19条（管轄）

甲と乙は、本規約に関して万一紛争が生じた場合は、管轄裁判所を東京地方裁判所または東京簡易裁判所とすることとします。

第20条（特記事項）

那須平和郷ブリーズ・ビレッジ地区は別途、共益規約あり。

第21条（実施月日）

本規約は平成4年4月1日より実施致します。

付則	この規約の施行日	平成4年4月1日施行	平成6年4月1日改正
		平成7年12月1日改正	平成12年5月1日改正
		平成16年4月1日改正	平成22年8月1日改正
		平成25年4月1日改正	平成26年4月1日改正
		令和1年10月1日改正	令和3年12月23日改正
		令和7年12月24日改正	

本規約について承諾します。

令和 年 月 日

委託者 住 所 _____
(フリガナ) _____
氏 名 _____ 印 _____ 所有区画 _____ 号地 _____
連絡先 (自宅) _____ (携帯) _____
Email _____

平和観光開発株式会社